

基礎からわかる成年後見

～成年後見人ができること、できないこと～

平成25年2月17日

リーガルサポートおおさか 河内ブロック
司法書士 吉田 孝弘

成年後見制度とは

高齢者や障がい者を支援する為の制度であり、貴方が貴方らしく生きる為の制度です。

裁判所から選ばれた、あるいは自分をお願いした保護者（後見人）の方が、必要な見守りを続けながら、ご本人の身のまわりのお手伝いをしたり、ご本人の財産や権利を守るしくみが成年後見制度です。

成年後見制度には「法定後見」と「任意後見」の2つの制度があります。

1. 法定後見

(1) どのような制度ですか？

認知症や精神上的の障がいなどで既に判断能力が衰えている方の為に、家庭裁判所が適切な保護者（法定後見人）を選ぶ制度です。

選ばれた保護者は、ご本人の希望を尊重しながら、財産管理や身のまわりのお手伝いをします。

- ① 後見類型
- ② 保佐類型
- ③ 補助類型

(2) どのような手続きをすればいいのですか？

- ① 家庭裁判所に対する申立
- ② 裁判所による選任

(3) どのような場合に利用するのですか？

- ① 不動産の売買
- ② 遺産分割協議
- ③ 老人ホーム等の入所契約など

(4) 法定後見の対象者

1 認知症で判断能力が衰えている方

- ① アルツハイマー型の認知症
- ② パーキンソン型の認知症
(但し、認知症状のないパーキンソン病は除かれます。)
- ③ 脳血管性による認知症(脳梗塞型)
- ④ 頭部外傷による高次脳機能障害 等

2 知的障がいなどで判断能力が衰えている方

3 精神障がいなどで判断能力が衰えている方

(5) 法定後見の利用の可否

精神上の障がいなどが原因で判断能力が衰えている場合

→ 法定後見の利用可能

精神上の障がい以外が原因で判断能力が衰えている場合

→ 法定後見の利用不可

全盲の方は法定後見を利用できるの？

お金を浪費してしまう人は法定後見を利用できるの？

2. 任意後見

(1) どのような制度ですか？

将来、自分の判断能力が衰えた時に備えて、予め保護者（任意後見人）を選んでおきます。将来の財産や身のまわりの事などについて具体的な自分の希望を保護者に頼っておく事ができます。

(2) どのような手続きをすればいいのですか？

- ① 保護者（任意後見人）との契約内容の検討
- ② 公正証書による任意後見契約の締結
- ③ 家庭裁判所に対する任意後見監督人の申立

(3) どのような場合に利用するのですか？

- ① 身寄りのない一人暮らしの御高齢者の将来の不安解消
- ② 知的障がい者や精神障がい者の親なき後の対策

(4) 任意後見と遺言

3. 成年後見人ができること・できないこと

(1) 成年後見人ができること

- 1 本人の財産に関する法律行為を代理すること（代理権）
- 2 本人の財産を管理すること（財産管理権）
- 3 本人が行った法律行為を取り消すこと（取消権）

(2) 成年後見人ができないこと

- 1 一身専属権
 - ① 医療行為の代諾
 - ② 婚姻の合意などの身分行為
- 2 居所の指定
- 3 身元引受・身元保証
- 4 日用品の購入
- 5 事実行為

4. 成年後見の費用について

(1) 法定後見の場合

奈良家庭裁判所 成年後見人等の報酬のめやす

http://www.courts.go.jp/nara/vcms_1f/20203056.pdf

(2) 任意後見の場合

MEMO